【参考】山形県障がい者相談支援従事者研修(初任者・現任・特別)の選び方

【1】相談支援専門員になるためには

① 実務経験(別添1) + ② 相談支援従事者研修の修了 が要件となります。

該当する研修は・・・↓

相談支援従事者研修 (初任者研修)

研修修了後の次年度から5年度の間に・・・ ↓

相談支援従事者研修 (現任研修)

1

過去の「障害者ケアマネジメント研修修了者」については、平成23年度までの間「相談支援従事者研修(特別研修:1日)」を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修(初任者研修)」を修了したものと見なします。

以降、5年度の間に現任研修の受講が必要となります。

例: 平成 30 年度に初任者研修を修了した場合、令和元年度~令和5年度の間に現任研修を修了し、 さらに令和6年度~令和10年度の間(以降同じ)に現任研修を修了する必要があります。 (現任研修を修了した年度から5年度ではありません。)

※現任研修を未受講で更新切れとなった場合は、相談支援専門員としての業務が出来なくなり、改めて初任者研修を受講していただくことになりますので御注意ください。

【2】サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者になるためには

次の①から④の要件を全て満たす必要があります。

- ① 相談支援従事者研修<u>(初任者研修の講義部分)</u>の修了 相談支援従事者研修(特別研修)
- ② サービス管理責任者研修(基礎研修)、児童発達支援管理責任者研修(基礎研修)の修了
- ③ ①及び②の研修の修了した翌日以降、2年以上の実務経験(相談支援の業務、直接支援の業務)
- ④ サービス管理責任者研修(実践研修)、児童発達支援管理責任者研修(実践研修)の修了
- ※実践研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとサービス管理責任者研修(更新研修)又は児童発達支援管理責任者研修(更新研修)の受講が必要です。

【参考】② 研修申込及び相談支援従事者の実務経験等に関するQ&A(1/3)

研修申込について	質問	回答
	1 初任者研修・特別研修・現任研修を同時に申込むことはできますか。	できません。 今年度の初任者研修修了者は現任研修の受講対象者に該当しないため、同時に申込むことはできません。 また、特別研修は「初任者研修の講義2日間」と同じ内容ですので、初任者研修と特別研修を同時に申込むことはできません。
	2 サービス管理責任者として配置される予定ですが、今後相談支援業務も行いたいと考えています。初任者研修を申込みしてもよいですか。	初任者研修の申込みはできますが、相談支援専門員として今年 度従事する方を対象にしているため、従事する予定が来年度以降 の方は優先順位が低くなります。また、定員超過の際は受講をお 断りすることがあります。
	3 採用内定者について、研修を申し込むことはできますか?	できます。 その旨、申込書に記載してください。
	4 今年度サービス管理責任者研修を受講する予定です。昨年度に初任者研修 を受講している場合、今年度特別研修 を受講する必要はありますか。	初任者研修の中に特別研修のカリキュラムが含まれているので、改めて特別研修を受講する必要はありません。
	5 サービス管理責任者研修も受講する 予定の場合、初任者研修と特別研修を 両方受講しなければならないのか。	初任者研修のみでよいです。
	6 他県で初任者研修を受講した場合、 現任研修を山形県で受講することはで きますか。	できます。申込時に他県で交付された初任者研修の修了証の写しを添付してください。
	7 他県からの申込は可能ですか。	山形県外の事業所に勤務または勤務予定の方の申込は受け付けないです。
実務経験について	8 実務経験の具体的な確認方法について教えて下さい。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明することにより確認を行うこととしています。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も合わせて確認することとなります。なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、施設等の長による証明がなくとも出勤簿等の記録により確認ができればよいこととします。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しで確認することとします。
	9 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験年数が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてよいのですか。	国家資格による業務としても、相談支援業務及び直接支援業務としてもカウントできます。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく5年以上の実務経験でよいこととします。 (H18.6.23 国 Q&A)
	10 小規模作業所における実務経験も含まれますか。	公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとします。 (H18.6.23 国 Q&A)

生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの を供与する事業をいいます。 (老人福祉法第5条の2第2項)

【参考】②研修申込及び相談支援従事者の実務経験等に関するQ&A(2/3)

	グラス 全別 10 年 20 日 10 日 11 日 11 日 11 日 11 日 11 日 11 日	
美数		
実務経験に ついて	11 民間団体での相談支援業務は実務経験として認められますか。	公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者については、次の要件をいずれも満たす場合に、相談支援専門員の要件としての実務経験を満たすこととします。 ③ 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。 ③ 当該事業所の長が「当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。(※業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合で
		あっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相 談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。) (H23.10.26 国事務連絡)
	12 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の	お見込みのとおりです。なお、保健所については、診療所に準 じたものと考えるほか、行政機関として児童相談所、更生相談所 などに準じたものとも考えられます。
	年数を実務経験として見なしてよいの ですか。	(H25. 2. 22 国事務連絡)
	13 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となりますか。	対象に含まれます。 また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センター において相談支援の業務に従事した期間が対象となります。 (H25. 2. 22 国事務連絡)
	14 社会福祉主事任用資格者等の資格を 持っている場合、資格取得以前の期間も 含めて5年の実務経験があればよいの ですか。	お見込みのとおりです。社会福祉主事任用資格者等の資格を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではありません。(国家資格についてはQ5を参照ください。) (H18.11.2 国Q&A)
	15 社会福祉主事任用資格、ヘルパー2 級、保育士の資格を持っている場合、 全て写しを提出しなければいけないの ですか。	いずれか1点で構いません。申込時に準備できるものを同封してください。(証明書を取り寄せ中など、締切に間に合わない場合は必ず事前にご連絡ください。)
	16 保育士として保育所に勤務していた 期間は実務経験に入りますか。	入りません。ただし、児童発達支援管理責任者の実務経験には 算入できます。
	17 実務経験に該当する施設として挙げられている「老人福祉施設、介護老人保健施設、老人居宅介護等事業」は具体的にどのような施設を指しますか。	老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。(老人福祉法第5条の3)介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいいます。(介護保険法第8条第27項)老人居宅介護等事業とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常

【参考】②研修申込及び相談支援従事者の実務経験等に関するQ&A (3/3)

宝	質問	回答
実務経験について	18 実務経験年数の算定方法について教えて下さい。	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとします。 例えば、5年以上必要な場合は、従事期間が5年以上かつ、従事日数が900日以上となります。ただし、通算で満たしていればよいので、180日従事していない年があっても要件を満たすこととしています。(5年以上あっても従事日数が900日未満の場合は、5年以上の実務経験とは認められません。) (H25. 2. 22 国事務連絡準用)
その他	19 平成 25 年度に初任者研修を受講したが、相談支援専門員になるためには、もう一度初任者研修を受講する必要がありますか。 また、一度受講しているので、証明書等添付資料を省略することはできますか。	更新切れになった場合は、もう一度初任者研修を受講してください。また、添付資料は省略できませんので必ず提出してください。
	20 実務経験について、同一事業所だが、事業所名が違う場合(小規模作業所、地域活動支援センター、NPO法人)、まとめて証明することはできますか。	それぞれ分けて証明してください。